

日向市ひまわり基金事業助成事業助成金交付基準

日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱（平成 18 年日向市告示第 218 号 以下「要綱」という。）第 12 条第 5 項に規定する日向市ひまわり基金助成事業（以下「ひまわり基金助成事業」という。）の交付基準を次のとおり定める。

(1) 助成の対象となる要件

助成の対象となる要件は、次のとおりとする。

- ①要綱第 11 条の各号に規定する事業の内容に適合している事業であること。
- ②日向市から同様の助成、補助を受けていない事業であること。
- ③日向市内で実施される事業であること。
- ④事業については、営利、政治、宗教を目的としないこと、また、助成金の交付を受けようとする団体は、これらの活動を目的としていないこと。
- ⑤助成金の交付を受けようとする団体が、日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等に該当しないこと。
- ⑥事業の実施が当該年度内に終了するものであること。
- ⑦要綱第 12 条第 1 項に定める当該区分に係る助成回数が上限に達していないこと。
ただし、附則（助成回数の経過措置）に該当する団体は、この限りではない。

(2) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に掲げるとおりとする。

項 目	助 成 対 象	備 考
報償費	講師・出演者等への謝金や報酬 参加者への賞品や参加賞	ただし、総事業費の 30%を超える場合は、30%に相当する額を助成対象経費とする。
旅 費	講師等の交通費や宿泊費 講師等との会議に要する交通費や宿泊費	ただし、総事業費の 30%を超える場合は、30%に相当する額を助成対象経費とする。
消耗品費	事務用品・材料・道具等の購入費用 資料の作成に要する費用	1 品あたり 1 万円未満のもの。
印刷製本費	チラシやポスター等の作成・印刷等の費用	対象外あり

燃料費	灯油やガソリン等の購入費用	
光熱水費	電気・ガス・水道料等	
通信費	郵便料等	
広告費	新聞広告料等	対象外あり
手数料	振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
使用料 賃借料	会議・イベント等で使用する施設使用料や物品の賃借料等	
委託料	専門的知識や技術等を要する業務の委託費用	
備品費	事業実施に直接必要なもの	スタートアップ支援事業に限り助成対象とする。なお、取得した備品の管理（保管場所・管理者等）を明確にすること。

【対象経費の考え方】

○補助の対象となる経費は、**事業に直接必要となるものに限ります。**

○次の経費は助成対象外となります。

- 団体の運営等を維持するための経費、団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員に支給するもの（謝金、旅費、燃料費、光熱水費、通信費、構成員が所持する物品に対する賃借料など）
- 飲食費
- 本事業を活用している旨の記載のないチラシ・ポスターなどの印刷物や広告等の作成に係る経費
- 領収書等の支払い証明がない費用
- 交付決定日前に支出された経費

(3) 審査

審査は、日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱第14条及び審査要領の規定に基づき以下のとおり行う。

①欠格審査

「(1) 助成の対象となる要件」に掲げる要件をすべて満たしているか審査する。

②助成対象額の算出

申請された助成事業費の総額から次に掲げる経費を差し引き、規約第12条各号に規定する区分ごとの助成率を乗じて適正な助成対象額を算出する。なお、助成額の上限は区分ごとに異なる。

ア. 助成対象経費以外の経費

イ. 助成対象経費の内、過大見積もりの経費

③書類審査

ア. 書類審査は、3名以上の審査委員が以下の項目について行う。

	審査項目	倍率	配点
1	コミュニティへの波及効果等があり、市の活性化につながる事業であるか。	2.0	10.0
2	継続性、発展性が見込まれる事業であるか。	1.5	7.5
3	市の特色を生かすための、独自の観点や工夫等が見られるか。 (※事業が学習会、研修会、講演会等の場合は除く。)	1.0	5.0
4	市のイメージアップ、情報発信につながる事業であるか。	1.0	5.0
5	先駆性、独創性の感じられる事業であるか。	1.0	5.0
6	団体の公益性、運営の透明性、事業の企画力と実施能力が認められ、自己努力による資金確保が認められるか。	1.5	7.5
7	事業に計画性と実現性が認められるか。	1.0	5.0
8	事業の目的、内容等に対する経費の使途、積算に、整合性と妥当性が認められるか。	1.0	5.0
計			50.0
計 (※事業が学習会、研修会、講演会等の場合)			45.0

イ. 審査得点は、審査を行った審査委員の平均点とする。

ただし、事業が学習会・研修会・講演会等の場合は、次のとおり換算した結果を審査得点とする。

$$\text{審査得点} = (\text{書類審査得点}) \times 50 \text{ 点} \div 45 \text{ 点}$$

④助成額の決定

②で算出した適正な助成対象額に、上記③により算出した審査得点に対する下記の査定率を乗じたものを助成額とする。

得点	助成額に乗じる査定率
40点以上～50点満点	100%
35点以上～40点未満	90%
30点以上～35点未満	80%
25点以上～30点未満	70%
0点～25点未満	0%

(6) 助成額の確定

要綱第17条の規定により提出された実績報告に基づき、助成金の額の確定を行い助成決定団体に通知する。また、助成金の額の確定により減額すべき助成金（助成金確定額を算出した結果、助成金交付決定額を助成金確定額が下回り、その差額）が認められた場合は、同時に通知する。

①助成金確定額は、次のように計算する。

$$\{(\text{実績報告総事業費} - \text{助成対象外経費}) \times (\text{区分ごとの助成率})\} \times (\text{助成金交付決定時の査定率})$$

上記で算出された額と交付決定額を比較し、いずれか低い方を助成金確定額（千円未満を切り捨て）とする。

《 計算例 》 ※助成額は千円未満切捨

(区分が「市民活動支援事業」で査定率が90%の場合)

①交付決定額

$$\text{事業費: } 260,000 \text{円} \times 3/4 \times 90\% = 175,500 \text{円} \div 175,000 \text{円}$$

②実績報告後の助成金確定額

$$(\text{総事業費: } 260,000 \text{円} - \text{対象外経費: } 30,000 \text{円}) \times 3/4 \times 90\% = 155,250 \text{円} \div 155,000 \text{円}$$

➤ ①交付決定額：175,000円 > ②実績報告後の算出額：155,000円 ※②が助成金確定額